昭26.12.24.

官報

主要目次

法律
○文化財保護法の一部改正　四八一頁
省令
○指定生活物資配給規則廃止　四八二
○食糧管理法施行規則の一部改正　四八二
○指定輸入自動車等販売規則の一部改正　四八二
○電気通信省組織規程の一部改正　四八三
規則
○文化財保護委員会事務局組織規程の一部改正　四八三
○国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正　四八三
告示
○千葉地方法務局勝浦出張所に備えてあつた各種の登記に関する帳簿及び書類滅失　四八三
○千葉県勝浦町役場で保存していた除籍簿等が滅失したから再製手続を必要とする者　四八三
○連合国財産の管理人解任　四八四
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対して通知した事項　四八四
○輸入に関する事項の公表（第五十四回）　四八七
○工業標準化法施行規則により事務用家具等の表示許可申請書および表示の様式等指定　四八七
○道路運送車両法により自動車の型式について指定　四八八
○海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示の一部改正　四八八
○五円通常郵便切手発行　四八八
○第六回援助希望技術に関する公表　四八九

法律

文化財保護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月二十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百十八号

文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第十七條中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　文化財に関する知識の普及及び理解の徹底に関すること。

第十八條に次の一号を加える。

十八　文化財に関する調査研究の委託に関すること。

第二十條中「研究所」を「文化財研究所」に改める。

第二十二條第二項及び第三項を次のように改める。

2　国立博物館の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
東京国立博物館	東京都
京都国立博物館	京都市

3　東京国立博物館の分館を奈良市に置く。

同條第四項中「国立博物館」の下に「及びその分館」を加える。

第二十三條の見出し並びに同條第一項及び第三項中「研究所」を「文化財研究所」に改め、同條第二項を次のように改める。

2　文化財研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
東京文化財研究所	東京都
奈良文化財研究所	奈良市

同條第四項中「研究所」を「文化財研究所及びその支所」に改める。

第三十四條本文中「変更したときは、」を「変更しようとするときは、」に、「二十日以内に」を「所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、委員会規則の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添附を要せず、又は委員会規則の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第四十二條第一項中「第四十條第二項の規定により徴収された部分を除く。」を「第四十條第一項の規定による負担金については、同條第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この條において同じ。」に改め、同條第五項を次のように改める。

5　納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一　その者が当該重要文化財を譲り渡した時までに納付した相続税額

二　前号の相続税額の課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合の相続税額に相当する額

三　第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき委員会が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四　第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

同條第六項を第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6　前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

第四十六條第二項中「二十日」を「三十日」に改める。

第七十五條中「第三十二條の規定を準用する。」を「第三十二條の規定を、前條第一項に規定する所有者には、第五十六條第一項の規定を準用する。」に改める。

第八十六條中「公共福祉用財産」を「同法第三條第二項第二号に規定する公共福祉用財産」に改める。

第八十七條第一項本文中「そのものは、」の下に「公共福祉用財産として」を加え、同項但書を次のように改める。

但し、そのものが同法第三條第二項に規定する他の行政財産であるとき、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）に規定する国有林野に属するものであるとき、又は他の法律の適用上国有財産法第三條第三項に規定する普通財産として取り扱うべき特別の必要のあるものであるときは、そのものをこれらの財産として関係各省各庁の長（同法第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が管理するか、又は公共福祉用財産として文部大臣が管理するかは、文部大臣、関係各省各庁の長及び大蔵大臣が協議して定める。

第九十九條第一項第二号中「（第八十條第二項で準用する場合を含む。）」を「又は第八十條」に改める。

第百三條に次の一項を加える。

4　この法律の規定により委員会に対してなすべき届出、報告、申出又は指定書の返付は、その届書その他の書類又は指定書が第一項の規定により経由すべき都道府県の教育委員会に到達した時に行われたものとみなす。

第百四條の次に次の二條を加える。

（委員会に対する意見具申）

第百四條の二　都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、委員会に対して意見を具申することができる。

（教育委員会の文化財専門委員）

第百四條の三　都道府県の教育委員会に文化財専門委員を置くことができる。

毎日文庫
昭三十一年三月三日郵便物認可

昭26.12.24. 第7489号

2 文化財専門委員は、文化財の保存及び活用に関し、都道府県の教育委員会の諮問に答え、又は都道府県の教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

3 文化財専門委員に関し必要な事項は、当該都道府県の條例で定める。

4 前項の條例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十一條に規定する事件の例による。

第百二十四條第二項中「この法律に基く研究所」を「この法律に基く東京文化財研究所」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十條、第二十二條、第二十三條及び第百二十四條第二項の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の文化財保護法第三十四條の規定は、なおその効力を有する。

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「研究所」を「文化財研究所」に改める。

4 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改める。

この法律並びにこれに基く命令及び條例の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物を建築し、修繕し、又は模様替する場合には、適用しない。

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 大橋 武夫
外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
文部大臣 天野 貞祐
厚生大臣 橋本 龍伍
農林大臣 根本龍太郎
通商産業大臣 高橋龍太郎
運輸大臣 山崎 猛
郵政大臣 佐藤 栄作
電気通信大臣 佐藤 栄作
労働大臣 保利 茂
建設大臣 野田 卯一
経済安定本部総裁 吉田 茂

省令

◎大蔵、厚生、農林、通商産業省令第二号

指定生活物資配給規則を廃止する省令を次のように制定する。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣 池田 勇人
厚生大臣 橋本 龍伍
農林大臣 根本龍太郎
通商産業大臣 高橋龍太郎

指定生活物資配給規則を廃止する省令

指定生活物資配給規則（昭和二十六年大蔵、厚生、農林、通商産業省令第一号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

附 則

1 この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 旧規則第十一條第六項および第七項、第十五條ならびに第十七條の規定は、この省令の施行後も、昭和二十七年一月十日まで、なおその効力を有する。

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

◎農林省令第八十二号

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）及び食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）に基き、食糧管理施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十四日

農林大臣 根本龍太郎

食糧管理法施行規則の一部を改正する省令

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「それぞれ」の販売業者についての前條の規定による登録の期間の始期の四十五日前から」を「小売販売業者甲の業者登録を受けようとする者にあつては毎年一月十五日から、卸売販売業者の業者登録を受けようとする者にあつては毎年二月十五日からそれぞれ」に改める。

第二十二條第一項中「令別表の五の購入券によつて主要食糧甲を買い受けようとする者」を「、令別表の五の購入券によつて主要食糧甲を買い受けようとするもの」に、「買い受けようとする者の数」を「買い受けようとするものの数」に改め、同條中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に第二項として次のように加える。

第二十條第一項の規定により小売販売業者甲登録台帳に登載された者であつて、小売販売業者甲の業者登録を受けようとする年の一月十五日現在において小売販売業者甲の業者登録を受けていたものについては、その者が、左の各号の條件のすべてを満たす場合に限り、前項の規定にかかわらず、農林大臣の承認を受けて、小売販売業者甲の業者登録を受けないことが、地理的事情により主要食糧の配給に関し、消費者に著るしい不便を與えることとなること。

一 当該業者登録を受けようとする年の前年の小売販売業者甲としての業務が良好であつたこと。

二 当該業者登録を受けた生活上消費者であつて、令別表の五の購入券によつて主要食糧甲を買い受けようとするものの二分の一に相当する数及び令別表の一又は二の購入券によつて主要食糧甲を買い受けようとするものの数の合計と前項の規定による最低登録保有数との差が、極めて僅少であること。

三 その者が登録を受けた生活上消費者であつて、令別表の五の購入券によつて主要食糧甲を買い受けようとするものの二分の一に相当する数及び令別表の一又は二の購入券によつて主要食糧甲を買い受けようとするものの数の合計と前項の規定による最低登録保有数と

第二十一條第二項の次に第四項として次のように加える。

第二十條の規定により卸売販売業者登録台帳に登載された者であつて、卸売販売業者の業者登録を受けようとする年の二月十五日現在において卸売販売業者の業者登録を受けていたものについては、その者が受けた登録数が前項の規定による最低登録保有数を超えない場合であつても卸売販売業者の業者登録を行う。

別表一中「毎年二月一日から一週間」を「毎年二月十八日から三日間」に、「毎年三月十五日から一週間」を「毎年三月十四日」に改める。

別表三中「毎年三月二十一日」を「毎年三月十四日」に改める。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際改正前の第十九條第一項の規定により都道府県知事に提出された小売販売業者甲登録申請書は、改正後の同項の規定により提出されたものとみなす。

◎通商産業省令第七十八号

指定輸入自動車等販売規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十六年十二月二十四日

通商産業大臣 高橋龍太郎

指定輸入自動車等販売規則の一部を改正する省令

指定輸入自動車等販売規則（昭和二十五年通商産業省令第七十八号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

第一條第一号を次のように改める。

一 外国政府または権限のある国際機関の発行した旅券またはこれに代る証明書を携行して本邦に入国した者および外国法に基いて設立された法人（民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十九條第二項の規定により適用される同法第四十五條第三項もしくは第四十八條の規定による登記、商号の登記または商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九條第一項の規定による登記をしたものに限る。）

第四條中「書類を添えて」の下に「その本邦内の主たる営業所の所在地を管轄する通商産業局長を経由して」を加える。

第五條第二項第三号を次のように改める。

三 本邦内の主たる営業所の所在地

第六條第一項第三号中「第七條第二項もしくは第四項」を「第七條第一項、第二項もしくは第四項」に、「第十三條第二項」を「第十三條第一項もしくは第三項」に改める。

第七條第一項を次のように改める。

登録販売業者が、本邦内の主たる営業所の外に指定物資の販売にかかわる営業所を設けたときまたは廃止したときは当該営業所の所在地を管轄する通商産業局長を経由して通商産業大臣に、その営業を止めたときは本邦内の主たる営業所の所在地を管

轄する通商産業局長を経由して通商産業大臣に遅滞なく届け出なければならない。

第八條第一項第二号を次のように改める。

二 登録販売業者が第二條の自動車を販売する場合にあつては、自動車の代金（下取車を引き取つて販売する場合にあつては、販売すべき自動車の代金と下取車の代金との差額）に相当する額の外貨を指定購入者が売却した事実を証明する外国為替銀行の発行する通商産業大臣の指定する書類と引換に、当該指定購入者に販売するとき。

第八條第一項第三号中「自動車用石油製品割当規則（昭和二十四年運輸省令第六十四号）の規定に基き有資格者票」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十條の規定に基き自動車検査証」に改め、同号但書を削る。

第九條第一項第二号を次のように改める。

二 指定購入者が前條第一項第二号の書類と引換に、登録販売業者から第二條の自動車を購入するとき。

第九條第一項第三号中「自動車用石油製品割当規則の規定に基き有資格者票」を「道路運送車両法第六十條の規定に基き自動車検査証」に改め、同号但書を削る。

第十三條第一項および第三項をそれぞれ第二項および第三項とし、第一項として次の一項を加える。

登録販売業者は、毎月十日までに、前月中の業務状況に関し、通商産業大臣の定める報告書を、その本邦内の主たる営業所の所在地を管轄する通商産業局長を経由して、通商産業大臣に提出しなければならない。

1 この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 改正前の規則第一條第一号に掲げる者であつて、改正後の同号の規定に該当しないものは、この省令の施行後も、指定購入者とみなす。

3 この省令施行の際登録販売業者が本邦内の主たる営業所の外に現に有する指定物資の販売にかかわる営業所の届書については、第七條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年一月三十一日までに、当該営業所の所在地を管轄する通商産業局長を経由して、通商産業大臣に提出しなければならない。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◎電気通信省令第三十三号

電気通信省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十四日

電気通信大臣 佐藤 栄作

電気通信省組織規程の一部を改正する省令

電気通信省組織規程（昭和二十四年電気通信省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四條に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる事務を行わせるため、電気通信監査監察課に別に定める数の監察官を置く。

第十六條の次に次の一條を加える。

（特別な職）

第十六條の二 電気通信監査室に電気通信監附一人を置く。

2 電気通信監附は、前五條に定める電気通信監査各課の事務を統轄する。

第百十九條第一項中「左の部課及び室」を「左の部及び課」に、「監察室」を「監察部」に改める。

同條第二項中「各部」の下に「（監察部を除く。）」を加える。

同條第三項中「前項」を「第一項」に「及び室」を「及び前項の規定による課」に改める。

第百二十三條の見出しを「（監察部）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる事務を行わせるため、監察部に別に定める数の監察官を置く。

第百四十一條の二中「各室課」を「監察部及び各課」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

◎文化財保護委員会規則第十一号

文化財保護委員会事務局組織規程（昭和二十五年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十四日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

第二條第十三号を次のように改める。

十三 委員会の計画及び政策の普及並びに文化財に関する知識の普及及び理解の徹底その他広報に関すること。

第四條第一号中「勧告、承認及び許可」を「勧告及び承認」に改める。

第六條中第十四号を削り、第十一号を第十二号とし、以下第十三号まで順次一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 美術工芸品に関する調査研究の委託に関すること。

第七條中第十一号を第十二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 建造物に関する調査研究の委託に関すること。

第八條中第十七号及び第十八号をそれぞれ第十八号及び第十九号とし、第十六号及び第十九号を第二十一号とし、第十六号及び第十九号の次にそれぞれ次の二号を加える。

十七 記念物に関する調査研究の委託に関すること。

二十 保存部の所掌事務で他課の所掌に属さない事務を処理すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎文化財保護委員会規則第十二号

国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十四日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

第七條中「変更したときの届出」を「変更しようとするときの届出」に、同條第九号中「変更前の所在の場所」を「現在の所在の場所」に、同條中第五号、第七号及び第八号をそれぞれ次のように改める。

五 現在の所在の場所

七 変更しようとする年月日

八 変更しようとする事由

第八條中「変更したとき。」を「変更しようとするとき。」に、同條第六号中「届出を行つたのち、」を「届出を行つて所在の場所を変更したのち、」に改め、同條中第五号の次に第五号の二として次の一号を加える。

五の二 前二号の外、文化財保護委員会の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則第七條及び第八條の規定は、なおその効力を有する。

告示

◎法務府告示第四百八十七号

千葉地方法務局勝浦出張所は、昭和二十六年十一月二十四日火災にかかり、同出張所に備えてあつた各種の登記に関する帳簿及び書類の全部が滅失した。

滅失した登記簿若しくは共同人名簿に登記を受けた者又は同出張所に対し登記に関する通知若しくは嘱託をした官庁、公署は、昭和二十七年一月一日から同年六月末日までに同出張所に登記回復の申請又はその通知若しくは嘱託をしなければならない。

前項に定めた期間内に、不動産に関する登記の回復を申請し又はその嘱託をすれば、登記した権利は、なお、前登記簿における順位を有することになる。

滅失した共同担保目録、組合原簿、信託原簿又は図面を差し出してある者は、昭和二十七年一月一日から同年六月末日までに更にこれを差し出さなければならない。

昭和二十六年十二月二十四日

法務総裁 大橋 武夫

◎法務府告示第四百八十八号

昭和二十六年十一月二十四日千葉県夷隅郡勝浦町役場が火災にかかり同町役場で保存していた除籍簿、改製原戸籍、寄留簿及び寄留手続令第十一條の用紙その他戸籍、寄留関係書類が全部滅失したから、これを再製する必要があるので、左に掲げる者は昭和二十七年三月三十一日までに同町長に対し左の手続をしなければならない。

一 昭和二十六年十月一日から同年十一月二十三日までの間に同町長に対し戸籍に関する届出、訂正申請、報告又は請求その他戸籍の記載を要すべき書類を提出したものは、その事項を更に申し出ること。

一　昭和二十六年十月一日から同年十一月二十三日までの間に同町長の受理した戸籍に関する届書、訂正申請書、報告書若しくは請求書の送付を受け又は前記の期間内に同町長に対しこれらの書類を送付した市町村長は、その書類の写を作つてこれを送付すること。

一　大正三年十二月三十一日までに同町長に対し転籍、本籍地変更、就籍又は除籍に関する届出をした者は、その事項を更に申し出ること。

一　大正三年十二月三十一日までに同町長に対し転籍届書若しくは入籍通知書を送付し、又は同町長が発送したこれらの書類の送付を受けた市町村長は、その書類の写を作つてこれを送付すること。

一　同町長の交付した除籍の謄本、抄本若しくは除籍に記載した事項に関する証明書を所持する者は、これを呈示すること。

一　現に同町に寄留する者又は同町より他に出寄留中の者は、寄留に関する届出事項を更に申し出ること。

一　同町に寄留する者の本籍地市町村長及び同町に本籍を有する者の寄留地市町村長は寄留届書、寄留手続令第十一條用紙及び寄留簿にもとづき寄留簿又は寄留手続令第十一條用紙に記載すべき事項を謄写してこれを送付すること。

注　意

一　申出は口頭でも差しつかえない。

一　申出の手続について不審の点があれば、勝浦町役場又は千葉地方法務局一宮支局に照会されたい。

一　市町村長の送付すべき届書類の写は、市役所、町村役場又は法務局、地方法務局若しくはその支局で保存するものについて市町村長がこれを謄写すること。

昭和二十六年十二月二十四日

法務総裁　大橋　武夫

◉大蔵省告示第二千十三号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、デー・イー・ドードネー（東京都千代田区丸の内三丁目一番地）が有する左の財産に関する管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）が昭和二十六年十二月二十二日に解任した。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

種　類　数　量

東京海上火災保険株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　四百二十四株

◉大蔵省告示第二千十四号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、ロザ・コーク（神奈川県横浜市中区日本大通十八番地）が有する左の財産に関する管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）を昭和二十六年十二月二十二日に解任した。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

種　類　数　量

大日本麦酒株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　二百九十一株

◉大蔵省告示第二千十五号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、左の者が有する左の財産に関する管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）を昭和二十六年十二月二十二日に解任した。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　ガートルード・エマーソン・セン（東京都千代田区丸の内三丁目一番地）

種　類　数　量

東京海上火災保険株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　二百三十六株

二　ウイラード・アイ・エマーソン（同所同番地）

種　類　数　量

東京海上火災保険株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　二百三十六株

三　イーデス・エマーソン（同所同番地）

種　類　数　量

東京海上火災保険株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　二百三十六株

四　アルフレッド・イー・エマーソン（同所同番地）

種　類　数　量

東京海上火災保険株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　二百三十六株

五　ヂョーヂ・エッチ・エマーソン（同所同番地）

種　類　数　量

東京海上火災保険株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　三千三百六十八株

六　エム・ジー・エマーソン（同所同番地）

種　類　数　量

東京海上火災保険株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　五千十株

大日本麦酒株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　十株

◉大蔵省告示第二千十六号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　返還請求権者の名称及び事務所

株式会社ゼー・ウイトコウスキー商会　兵庫県神戸市生田区京町七十二番地クレセントビル

二　政府所有の電話施設として提供される電話設備の設置場所

(イ)　神戸分三口

兵庫県神戸市生田区京町七十二番地クレセントビル　株式会社ゼー・ウイトコウスキー商会

(ロ)　名古屋分一口

愛知県名古屋市中村区岩塚町五反城三十六番地　岡田勘五郎方

(ハ)　横浜分三口

神奈川県横浜市中区山下町九十一番地　ゲッツブラザース商会

三　返還期日　昭和二十六年十二月二十五日

四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数

七　口

五　返還要求に係る電話加入権の現在における状態

神戸葺合局	三六八六番
神戸湊川局	六七九三番
神戸葺合局	八〇六三番
名古屋千種局	三〇〇三番
横浜本局	一四一七番
横浜鶴見局	三三三番
横浜鶴見局	三〇一六番

兵庫県神戸市生田区北長狭通二丁目十四番の一　合資会社明記

兵庫県神戸市兵庫区荒田町三丁目百八十五番の二　前田博司

兵庫県神戸市葺合区脇浜町一丁目三十六番の一　株式会社神戸製鋼所

愛知県名古屋市中区南外堀六番の一　名古屋市

神奈川県横浜市中区山下町九十三番地　合資会社久保工業所

東京都中央区日本橋室町二丁目一番地　日本配合肥料株式会社

神奈川県横浜市鶴見区上末吉町百一番地　小林捷浩

◉大蔵省告示第二千十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、日本相互銀行第十八回定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　日本相互銀行第十八回定期預金

二　条　件

(イ)　契約期間　六月

(ロ)　預入金額　一口千円

(ハ)　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	三〇、〇〇〇	九
二等	三、〇〇〇	四〇
三等	三〇〇	五〇〇
四等	五〇	一〇〇〇
五等	一〇	三〇、〇〇〇
六等	一〇	三九四、四五〇
計		五〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十四日

六　拂開始期日　昭和二十七年三月十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二千十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第五回宮崎信用金庫割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第五回宮崎信用金庫割増金附平和定期預金

二　条　件

(イ)　契約期間　六月

(ロ)　預入金額　一口千円

(ハ)　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	五
三等	一〇〇	三〇
四等	三〇	五〇
五等	一六	一、九一二
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十四日

六　拂開始期日　昭和二十七年三月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二千十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、若松市信用金庫第三回割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　若松市信用金庫第三回割増定期預金

二　条　件

(イ)　契約期間　六月

(ロ)　預入金額　一口千円

(ハ)　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
一等	五〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	一〇〇	二〇
四等	三〇	二、〇〇〇
五等	二〇	二〇、〇〇〇
計		二、七九七

五　抽せん期日　昭和二十七年三月八日

六　拂開始期日　昭和二十七年三月八日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二千二十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、東邦信金庫割増金附第六回幸運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　東邦信用金庫割増金附第六回幸運定期預金

二　条　件

(イ)　契約期間　六月

(ロ)　預入金額　一口千円

(ハ)　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年三月四日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	六
二等	五〇〇	一〇
三等	四五	一〇〇
四等	二〇	九、四九二
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十六日

六　拂開始期日　昭和二十七年三月二十二日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二千二十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第二回西宮信用金庫割増金附ゑびす定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第二回西宮信用金庫割増金附ゑびす定期預金

二　条　件

(イ)　契約期間　六月

(ロ)　預入金額　一口千円

(ハ)　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年三月四日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	一〇
四等	一〇〇	二〇〇
五等	五〇	三〇〇
六等	三〇	二〇・四〇
七等	二〇	九、四三二
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月九日

六　拂開始期日　昭和二十七年三月十八日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二千二十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、新宮信用金庫三十周年記念割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　新宮信用金庫三十周年記念割増金附定期預金

二　条　件

(イ)　契約期間　一年

(ロ)　預入金額　一口千円

(ハ)　利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月四日から同年二月二十五日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	五、〇〇〇	一〇
三等	三、〇〇〇	一〇
四等	一、〇〇〇	一〇〇
五等	一〇〇	二〇〇
六等	八〇	九、六七〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月五日

六　拂開始期日　昭和二十七年三月八日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二千二十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、観音寺信用金庫第八回割増金附にこにこ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　観音寺信用金庫第八回割増金附にこにこ定期預金

二　条　件

(イ)　契約期間　一年

(ロ)　預入金額　一口千円

(ハ)　利　息　付けない。

◎厚生省告示第二百八十七号

昭和二十六年十一月一日次の健康保険組合の設立を認可した。

昭和二十六年十二月二十四日

厚生大臣　橋本龍伍

組合の名称	事務所の所在地
東京都千代田区神田多町二丁目十一番地	
横浜中央病院協会健康保険組合	横浜市
保社財団法人神奈川県保健会川崎協同病院	川崎市
梨病院社会保険山梨病院	山梨県甲府市
保社財団法人山梨県保健会	〃
聖隷事業団病院	静岡県小笠郡
社会保険大洲病院	〃
宇和島社会保険病院	〃 宇和島市
社会保険三輪病院	〃
隠岐病院社会保険下関厚生病院	〃 下関市
隠岐協同組合山口中央病院	山口県徳山市
健康保険須磨診療所	〃
健康保険馬口病院	京都府京都市
健康保険神戸中央病院	兵庫県神戸市
健康保険松阪市民病院	〃 松阪市
社会保険羽津病院	市三重県四日市
社会保険中京病院	愛知県名古屋
健康保険多治見市民病院	〃 多治見市
健康保険土田病院	土岐市早稲田村県司郡
社会保険富浜診療所	〃 大阪府泉南郡
社会保険勝山病院	勝山市福井県大野郡
社会保険今里診療所	〃 大阪府大阪市
健康保険長堀診療所	〃
健康保険淀川診療所	〃

◎厚生省告示第二百八十八号

昭和二十六年十一月一日次の健康保険組合の設立を認可した。

昭和二十六年十二月二十四日

厚生大臣　橋本龍伍

組合の名称	事務所の所在地
東武運輸株式会社健康保険組合	
埼玉県南埼玉郡春日部町大字粕壁四千四百四十二番地	
社東武運輸株式会社本所同	同
同春日部支店	群馬県太田市
同太田支店	同
同太田支店熊谷営業所	同佐波郡殖町
同新桐生営業所	同桐生市
同新伊勢崎営業所	同伊勢崎市
同小泉営業所	町同邑楽郡小泉
同館林支店	同館林町
同館林支店福居営業所	栃木県足利郡
同足利市営業所	同足利市

組合の名称	事務所の所在地
大昭和製紙株式会社健康保険組合	
静岡県富士郡元吉原村今井百三十三番地	
大昭和製紙株式会社本社	〃
〃	〃 館川工場
〃	〃 吉永工場
〃 富士工場	〃 富士郡吉永村
〃 富士郡富士町	〃
〃 新橋工場	〃
〃 岳南工場	〃
〃 東京事務所	〃 東京都中央区
〃 大阪事務所	大阪府大阪市東区
〃 長野工場	大阪府泉南郡中央
〃 河内村	〃 長野県下伊那郡入盆
〃	〃
〃	〃
〃	〃

◉運輸省告示第三百二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五條第一項の規定により、昭和二十六年十二月二十一日、左の自動車をその型式について指定した。

昭和二十六年十二月二十四日

運輸大臣　山崎　猛

指定番号	車名及び型式	製作者の氏名又は名称	製作者の住所
六四	メグロ号Z二号	株式会社目黒製作所	東京都品川区大崎本町三の五七五
六五	エースターB号R型	エースモーター株式会社	東京都目黒区唐ケ崎町六二八
六六	エースターB号A型	〃	〃
六七	ホンダドリーム号E型	本田技研工業株式会社	浜松市板屋町二五七
六八	昌和号SF型	株式会社昌和製作所	沼津市松長一七八
六九	いすゞTW二一型	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区大井坂下町二六九一

◉海上保安庁告示第三十一号

海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示（昭和二十四年十月海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十二月一日から適用する。

昭和二十六年十二月二十四日

海上保安庁長官　柳沢　米吉

別表中巡視船の部「PS69　くすりゆう」の項の次に次のように加える。

PS70　あぶくま

同表同部「PS71　きくち」の項の次に次のように加える。

PS72　もがみ

PS73　よしの

PS74　のしろ

PS75　き　そ

同表港内艇の部「PC20　やまづき」の項の次に次のように加える。

PC21　はるづき

PC22　なつづき

PC23　あきづき

PC24　ふゆづき

同表同部「SC73　なでしこ」の項の次に次のように加える。

CS74　りんどう

CS75　あじさい

CS76　ひまわり

CS77　むらさき

CS78　こすもす

CS79　からくさ

CS82　ひめゆり

CS83　やまゆり

同表同部「CF04　しらいと」の項の次に次のように加える。

CF05　ことびき

同表同部「RC02　あかし」の項の次に次のように加える。

CR03　み　ほ

CR04　ふたみ

同表同部「RC05　まいこ」の項の次に次のように加える。

CR06　さ　が

CR07　なこそ

CR08　おむろ

CR09　ふしみ

同表燈台業務用船の部「LM04　うじな」の項の次に次のように加える。

LM07　（運貨船公称第四、〇七一号）

同表掃海船の部「MS68　福吉丸」、「MS70」及び「MS74　（運貨船公称第四、〇七一号）」を削り、「MS61　（駆特第一七一号）」の項から「MS29　（哨特第一七九号）」の項までを次のように改める。

MS01　ちよづる

MS02　よしきり

MS03　はつたか

MS04　ふるたか

MS05　やまばと

MS06　かもづる

MS07　うみつばめ

MS08　めうひばり

MS09　はやたか

MS10　ゆうかり

MS11　はぐおう

MS12　みやこどり

MS13　いわつばめ

MS15　はやとり

MS16　ともづる

MS17　しらとり

MS18　うきしま

MS19　つるしま

MS20　おとしま

MS21　まつしま

MS22　ひめしま

MS23　あわしま

MS24　くるしま

MS25　かもしま

MS26　たかしま

MS29　おおしま

同表同部「MS57　（駆特第一六八号）」を「MS57　にしきどり」に、「MS62　（飛行機救難艇公称番号第一六号）」を「MS62　ゆうもどり」に改める。

◉郵政省告示第五百四号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第二條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百六十号の一部を次のように改正し、昭和二十六年十二月二十四日から施行する。

昭和二十六年十二月二十四日

郵政大臣　佐藤　栄作

郵便差出箱の形状中「一、柱形のもの」の図の次に次の図を加える。

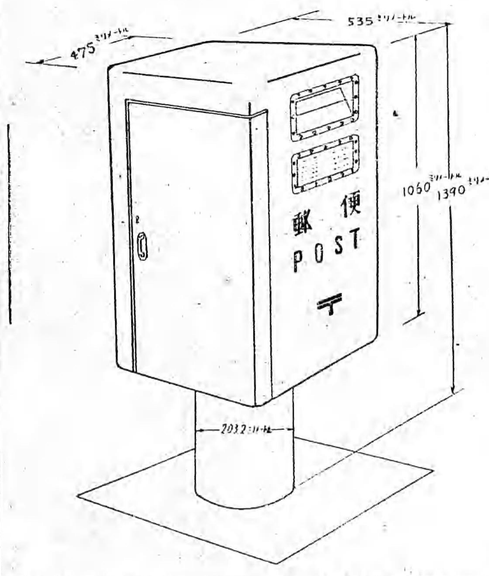

◉郵政省告示第五百三号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第三十三條の規定に基き、昭和二十六年十二月二十五日から次の様式の五円通常郵便切手を発行する。

昭和二十六年十二月二十四日

郵政大臣　佐藤　栄作

様式

意匠　長尾鶏

刷色　濃緑色及び黄橙色

印面寸法（縦二二・五ミリ　横一八・五ミリ）

◉外資委員会告示第五号

外資に関する法律施行規則（昭和二十五年外資委員会規則第二号）第二條第二項の規定に基いて、外国投資家からの技術援助を希望する技術の種類の公表を次の通り行い、昭和二十六年九月外資委員会告示第四号（援助希望技術に関する第五回公表）は、廃止する。

昭和二十六年十二月二十四日

外資委員会委員長　周東　英雄

第六回援助希望技術に関する公表

(一) 繊維工業

(1) 醋酸繊維素並びに醋酸繊維の製造に関する技術

(2) 各種の合成繊維の製造に関する技術

(3) 無繊縮加工、連続精練漂白、顔料染色等に関する技術

(二) 化学工業

(1) クロールベンゾール法による合成石炭酸の製造に関する技術

(2) 非非樹脂の製造に関する技術

(3) ファーネス・ブラックの製造に関する技術

(4) カーバイト製造用密閉式回転電気炉に関する技術

(5) 新型コークス炉に関する技術

(6) 廃ガス利用による硫酸の製造に関する技術

(7) 塩化ビニールの製造に関する技術

(8) 溶剤精製、真空利用による脱酸脱臭、選択的分別等による油脂の精製に関する技術

(9) 高級アルコールの製造に関する技術

(10) スチロールの製造に関する技術

(11) 尿素の製造に関する技術

(12) 石油工業

(1) 接触式クラッキング及びオレフイン・ガスの分離に関する技術

(2) オレフイン・ガス及びメタンの利用に関する技術

(3) 潤滑油の添加剤の製造に関する技術

(三) 窯業

(1) 塩基性耐火煉瓦の製造に関する技術

(四) 金属工業

(1) 製鋼用均熱炉、加熱炉及び焼鈍炉に関する技術

(2) オーステナイト不銹鋼の製造に関する技術

(3) 鋼鈑及び帯鋼の連続式製造に関する技術

(4) 銑鉄製造用密閉式電気炉に関する技術

(五) 機械工業

(1) 建設機械の製造に関する技術

(2) 高性能工作機械の製造に関する技術

(六) 電気機械工業

(1) 高性能X線管の製造に関する技術

(2) 極超短波及び超短波用真空管の製造に関する技術

(3) 極超短波用器機の製造に関する技術

(4) テレビジョンに関する技術

(七) 鉱業

(1) 選炭に関する技術

(八) 医薬品工業

(1) オーレオマイシンの製造に関する技術

(2) テラマイシンの製造に関する技術

(3) コーチソンの製造に関する技術

(九) 土木事業

(1) 堰堤建設に関する技術

(2) コンクリート施行に関する技術

叙任及び辞令

○内閣

願に依り国際捕鯨委員会委員を免ずる（十二月十八日）　小滝　彬

○総理府

十三級三号俸を給する（十月一日）

地方技官　瓜生　和夫

○北海道開発庁

十一級四号俸を給する

総理府技官　河村　勝

（各通）

総理府事務官　木幡　卓男

総理府技官　高瀬　正

十一級三号俸を給する

同　奈良　清

十一級二号俸を給する

同　森田　義育

十一級一号俸を給する

同　岩川亥之助

十級六号俸を給する

総理府事務官　山県真喜雄

（各通）

総理府技官　吉田　重一

同　北田吉太郎

同　鎌田　利吉

十級五号俸を給する

総理府事務官　前野　茂太

同　松田　暮

（各通）

同　渡辺　友治

総理府技官　伊藤　一

同　矢部正二郎

十級四号俸を給する

総理府事務官　横井　保

同　近藤　重喜

同　磯野　鶴松

（各通）

総理府技官　山根　清

同　海野　箴

同　長谷川　守

同　三浦　義彦

十級三号俸を給する

総理府事務官　工藤　三郎

同　西崎　健兒

同　高山　城

同　甲谷　徹雄

同　藤沢　政義

同　本間源一郎

同　横山　二郎

同　石田　忠蔵

同　永井　正治

同　野坂宗一郎

同　石川　忠彦

十級二号俸を給する

総理府事務官　吉原　道夫

同　杉山　成充

同　中居金次郎

同　平川吉次郎

総理府技官　倉橋　努

同　梅藤　岩男

同　穴釜　正吉

同　古谷　浩三

同　栗林　隆

十級一号俸を給する（以上十二月一日）

○外務省

◉昭和二十六年十一月十四日

大使館参事官　矢口　麓蔵

外務事務官に任命する

◉昭和二十六年十二月一日

外務事務官　大江　晃

（各通）

同　経済安定事務官　柿坪　正義

大使館参事官に任命する

総理府事務官　片上　一郎

同　和田　力

同　長崎　鳴原　修次

同　鳴原　谷　忠正

同　谷　浅羽　満夫

法務府事務官　神原富比古

経済安定事務官　石川　良好

同　畠中銀三郎

外務事務官に任命する

総理府事務官　河崎　一郎

（各通）

文部教官　脇村義太郎

通商産業事務官　笠原　景一

外務事務官に兼ねて任命する

外務事務官　矢口　麓蔵

在マドリッド日本政府在外事務所所長を命ずる（十一月十四日）

同　新関　欽哉

調査局第三課長曾野明朝につき同課長事務代理を免ずる（十一月十九日）

同　星　文七

在ジュネーヴ日本政府在外事務所在勤を命ずる（十一月二十日）

大使館参事官　大江　晃

（各通）

同　柿坪　正義

同　千葉　皓

大臣官房審議室勤務を命ずる

外務事務官　長崎　弘

アジア局第一課勤務を命ずる

同　浅羽　満夫

アジア局第三課勤務を命ずる

同　畠中銀三郎

欧米局第四課勤務を命ずる

同　谷　忠正

経済局第二課勤務を命ずる

同　石川　良好

経済局第五課勤務を命ずる

同　神原富比古

条約局第三課勤務を命ずる

同　和田　力

国際協力局第二課勤務を命ずる

（各通）

同　片上　一郎

同　鳴原　修次

国際協力局第三課勤務を命ずる

同　橋本　寅夫

在カラチ日本政府在外事務所在勤を命ずる

同　島津　久大

外務大臣官房長に補する

同　倭島　英二

アジア局長に補する

同　土屋　隼

アジア局第四課長事務取扱を命ずる

同　欧米局長に補する

同　湯川　盛夫

経済局長に補する

同　小田部謙一

経済局次長を命ずる

同　伊関佑二郎

国際協力局長に補する

同　宮崎　章

情報文化局長に補する

同　都村新次郎

大臣官房勤務を命ずる

大臣官房人事課長事務取扱を命ずる

同　三宅喜二郎

大臣官房審議室勤務を命ずる

同 原 重一
同 奥野 明
同 吉田健一郎
同 高橋 通敏
同 田村 幸久
同 吉川 重蔵
同 佐藤 健輔
同 後宮 虎郎
同 斎藤 鎮男
同 池田千嘉太
同 竹中 祐一
同 八木 正男
同 佐藤 日史
同 中川 進
同 新関 欽哉
同 上田 常光
同 森 治樹
同 東郷 文彦
同 福井 政男
同 中山 賀博
同 光藤 俊雄
同 永井三樹三
同 藤崎 万里
同 重光 晶
同 大郷 正夫
同 須山 達夫
同 安倍 勲
同 田中 弘人
同 真崎 秀樹
同 西村 勘一
同 曾野 明
同 吉岡 俊夫
同 戸田 盛国
同 加藤 卯彦
同 相川 広秋
同 内田惠太郎
同 原 二郎
同 古畑 種基
同 植田 宰輔
同 藤田恒太郎
同 数馬 欣一
同 荒川 雅男
同 伊沢 孝平
同 薗田 誠一
同 伏見 康治
同 岡部金次郎
同 田中 瑞穂
同 高橋 英次
同 清宮 四郎
同 吉田 仁三
同 薗田 誠一
同 末野 悌六
同 奥野 明
同 本間 竹志
同 鍋島 友亀
同 東京医科歯科大学歯科材料研究所教授に補する
同 佐々田 聖
同 加藤 卯彦
同 田辺 忠男
同 堀内 俊夫
同 浅野 勝利
同 粟沢 一男
同 博
同 末野 悌六
同 本間 竹志
同 鍋島 友亀

9　〃　山田川　南多摩郡由井村北野　一、二〇〇
10　〃　湯殿川　八王子市子安町　一、七〇〇
11　〃　野川　南多摩郡由井村片倉　一、〇〇〇
12　〃　仙川　同郡同村小比企　三、四〇〇
13　其他　烏山川　世田谷区大蔵町　三、〇〇〇
14　〃　立会川　北多摩郡狛江村小田急線　二、三〇〇
15　〃　呑川　世田谷区上馬町　三、〇〇〇
16　〃　三沢川　同区若林町　一、一〇〇
計　同区平塚六丁目　一、〇〇〇
　　大田区蒲田町　一、五〇〇
　　同区女塚町　〃
　　南多摩郡稲城村　一、三〇〇　護岸
　　同郡同村地内　四〇、八四五　〃

◉首都建設委員会公告第十号

首都建設法第四條の規定により作成した首都建設計画のうち塵芥焼却場建設に関する計画は次の通りである。

昭和二十六年十二月二十四日　首都建設委員会委員長　野田　卯一

昭和二十七年度以降概ね五ケ年間に次の塵芥焼却場を建設するものとする。

番号	名称	位置	焼却能力(一日当り)
1	蒲田	大田区	五〇、〇〇〇貫
2	玉川	世田谷区	五〇、〇〇〇〃
3	世田ケ谷	〃	五〇、〇〇〇〃
4	子歳	〃	三五、〇〇〇〃
5	杉並	杉並区	六二、五〇〇〃
6	石神井	〃	五〇、〇〇〇〃
7	志村	板橋区	五〇、〇〇〇〃
8	足立	足立区	三七、五〇〇〃
9	葛飾	葛飾区	四三、五〇〇〃
計	戸川	江戸川区	四〇、八四五〃

正誤

昭和二十六年十月二十六日付公益事業委員会事務局福岡支局公告第二号中五六一頁事案の要旨の段末行「七、二也」は「一四、四也」の誤り。

公益事業委員会事務局福岡支局

昭和二十六年十一月二十二日付公益事業委員会事務局東京支局公告第四号中四二七頁事案の要旨の段一七行目「南町線」は「南鞍町線」の誤り。

公益事業委員会事務局東京支局

昭和二十六年十二月十一日付公益事業委員会事務局大阪支局公告第二号中一九六頁事案の要旨の段一一行目「関係三発電所」は「関係三発変電所」の、同段二九行目及び三〇行目「大蔵各変電所」は「大蔵谷変電所」のいずれも誤り。

公益事業委員会事務局大阪支局

法務府公告

○工場財団

大阪府北河内郡茨田町大字横堤七六〇番の一細雪酒造株式会社から同社所有の大阪府北河内郡茨田町大字横堤七六〇番の一地上建物工作物及機械器具等に対し、工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付てあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十二月二十四日

大阪法務局守口出張所

正誤

昭和二十六年十二月十五日法務府公告欄三二頁一段福岡　法務局大牟田出張所の工場財団公告八行「横須賀工場」は「横須賀工場」の誤植

裁判所公告（◉印は新掲分）

○公示催告

◉昭和二十六年(ヘ)第二号

愛知県額田郡福岡町大字福岡字西後四十番地の五　太田油脂工業株式会社

申立人　太田油脂工業株式会社　取締役　太田　一男

別紙目録記載の約束手形につき申立人から公示催告の申立があつたからその前の所持人は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に右の手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がないときはその無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月四日

静岡三島簡易裁判所　裁判官　水口　豊

（別紙）

目録

一約束手形

振出人　山加商脂工業株式会社遠藤加藤太

振出日　昭和二十六年九月二十六日

支拂期日　昭和二十六年十一月二十四日

受取人　太田油脂工業株式会社太田一男

支拂場所　静岡銀行大場駅支店

金額　金七十八万円也

○失踪に関する届出の催告

◉昭和二十六年(家)第一四八五号

本籍長崎県西彼杵郡崎戸町大郷一三八二番地、住所同県同郡同町同郷一三五番地　申立人　吉田　奉雄

本籍右本籍に同じ、最後の住所右住所に同じ　不在者　吉田丑之助

明治二十三年六月八日生

右不在者に対し申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月一日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も右期日迄に届出をされたい。

昭和二十六年十二月七日

長崎家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第四〇九号

本籍岩手県上閉伊郡遠野町十二地割百五十番地、住所岩手県上閉伊郡遠野町十二地割七十九番地の二十四　申立人　田中銀之助

本籍及び最後の住所東京都江東区深川森下町二丁目二十番地六　田中　とも

右の者申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたから当審判所は昭和二十六年三月十三日公示催告をしたけれどもその期日である昭和二十六年十一月十三日午前十時までに不在者は生存に付いて届出がないから不在者は昭和十九年三月十日以来三年以上生死が分らないものと認めて次の通り審判する。

不在者田中とも、田中静、田中弘子の失踪を宣告する。

昭和二十六年十一月四日

東京家庭裁判所　家事審判官　藤原英雄

◉昭和二十六年(家)第八二三号

本籍横浜市戸塚区和泉町二九二番地、最後の住所横浜市戸塚区和泉町二九二番地　不在者　渭水　政吉

明治四十一年二月十七日生

右不在者に対し横浜市戸塚区和泉町二九二番地渭水長次の申立により審判所は昭和十三年七月十七日死亡したものとみなし昭和二十六年十一月十四日失踪の宣告をした。

昭和二十六年十一月二十九日

横浜家庭裁判所　家事審判官　菊沢保節

◉昭和二十六年(家)第一二二号

本籍並びに住所千葉県君津郡小櫃村三田五〇三番地　不在者　榎本　長治

明治二十一年二月二十五日生

右不在者に対して千葉県木更津市木更津一八〇番地黒川住後の申立により当裁判所は不在者が明治四十三年以来七年以上生死が分明しないものと認めも右期日迄に届出をされたい。

昭和二十六年十一月十二日失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月五日

千葉家庭裁判所木更津支部

◉昭和二十六年(家)第自一八〇〇号至一八〇二号

住所東京都墨田区吾嬬町東二丁目三十九番地　申立人　田中銀之助

本籍及び最後の住所東京都江東区深川森下町二丁目二十番地六　田中　とも

同　〃　田中　静

同　〃　田中　弘子

右の者申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたから当審判所は昭和二十六年三月十三日公示催告をしたけれどもその期日である昭和二十六年十一月十三日午前十時までに不在者は生存に付いて届出がないから不在者は昭和十九年三月十日以来三年以上生死が分らないものと認めて次の通り審判する。

不在者田中とも、田中静、田中弘子の失踪を宣告する。

昭和二十六年十一月四日

東京家庭裁判所　家事審判官　藤原英雄

◉昭和二十六年(家)第八二三号

本籍横浜市戸塚区和泉町二九二番地、最後の住所横浜市戸塚区和泉町二九二番地　不在者　渭水　政吉

明治四十一年二月十七日生

右不在者に対し横浜市戸塚区和泉町二九二番地渭水長次の申立により審判所は昭和十三年七月十七日死亡したものとみなし昭和二十六年十一月十四日失踪の宣告をした。

昭和二十六年十一月二十九日

横浜家庭裁判所　家事審判官　菊沢保節

◉昭和二十六年(家)第一二二号

本籍並びに住所千葉県君津郡小櫃村三田五〇三番地　不在者　榎本　長治

明治二十一年二月二十五日生

右不在者に対して千葉県木更津市木更津一八〇番地黒川住後の申立により当裁判所は不在者が明治四十三年以来七年以上生死が分明しないものと認めも右期日迄に届出をされたい。

昭和二十六年十一月十二日失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月五日

千葉家庭裁判所木更津支部

◉昭和二十六年(家)第五八号

本籍及び最後の住所群馬県甘楽郡黒岩村大字下黒岩九百八十六番地　不在者　斎藤子三郎

大正十三年一月十日生

右不在者に対する利害関係人斎藤子三郎の失踪宣告申立により、当裁判所は昭和二十六年四月三日公示催告をしたところ、昭和二十六年十一月五日午前十時の公示催告期日までに不在者が生存することの届出がなかつたので、不在者は終戦の日である昭和二十年八月十五日以来三年以上生死不明と認め、右不在者斎藤子三郎の失踪を宣告する。

昭和二十六年十一月八日

前橋家庭裁判所富岡支部

◉昭和二十六年(家)第一二三号

本籍並びに最後の住居地長野県西筑摩郡王滝村四八九〇番地　不在者　横野　かん

右不在者に対し父横野実の失踪宣告の申立により当家庭裁判所は右不在者が昭和十九年二月十一日以来生死不明と認め失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月四日

長野家庭裁判所木曽支部

◉昭和二十六年(家)第四九七号

本籍並びに最後の住所新潟県南蒲原郡福島村大字尾崎五百五十八番地　不在者　岩坂　信司

明治四十年二月六日生

右不在者に対して利害関係人岩坂ハルの申立により当裁判所は昭和十四年四月三十日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月四日

新潟家庭裁判所三條支部

◉本籍並びに最後の住所岐阜県大野郡久々野村大字阿多粕四十八番地の二　不在者　下会所武夫

明治四十三年九月二十五日生

同　〃　下会所好枝

昭和十一年六月十日生

右不在者両名に対し、利害関係人吉川みちの申立により当裁判所は昭和二十一年四月三十日死亡したものと看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十九日

岐阜家庭裁判所高山支部

◉昭和二十六年(家)第一六五号

本籍山口県豊浦郡菊川村大字楠崎一二四二番地、最後の住所満州国三江省樺川県七虎力村防長屯　不在者　永富フサコ

大正九年一月四日生

右不在者に対し永富勇の申立に依り当裁判所は不在者は昭和二十三年八月十四日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月八日

山口家庭裁判所下関支部

◉昭和二十六年(家)第一六六号

本籍山口県豊浦郡菊川村大字楠崎一二四二番地、最後の住所満州国三江省樺川県七虎力村防長屯　不在者　永富　清美

昭和十八年五月九日生

右不在者に対し永富勇の申立により当裁判所は不在者は昭和二十三年八月十四日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月八日

山口家庭裁判所下関支部

◉昭和二十五年(家)第一〇二八号

本籍大分県直入郡下竹田村大字上田北八六三番地、最後の住所岡山県和気郡伊里村大字伊里中一六六番地　不在者　橋本　利光

明治三十三年七月一日生

右の者に対し岡山市花畑操町六九番地橋本住枝の申立により当裁判所は、昭和九年六月十日死亡したるものとみなし失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月三十日

岡山家庭裁判所

◉本籍佐賀県佐賀市松原町一五番地、最後の住所佐賀県佐賀市水ケ江町二五九番地　不在者　岡崎　文市

慶応三年十一月十三日生

右の者に対し利害関係人岡崎史の申立により当裁判所は昭和二十年八月三十日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十五日

佐賀家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第六七号

本籍徳島県名西郡藍畑村大字高畑七一五番地の三七一六番の二、最後の所在昭和二十年七月初旬（日時不詳）満州国東満総省満州第六九四軍事郵便所気付満州第二六七一二部隊第三班　不明　清純

明治四十三年一月二十六日生

右の者に対し徳島県名西郡藍畑村大字高畑七一五番の三七一六番の二本下イトの申立により当家庭裁判所は昭和二十三年八月十五日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十五日

徳島家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第一六七号

本籍並びに最後の住所徳島市沖洲町字北屋敷三十四番地の一　不在者　藤江丑之助

大正十四年七月二十八日生

右不在者に対し利害関係人藤江ハルの申立により当家庭裁判所は昭和二十四年一月三日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十五日

徳島家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第一六八号

本籍並びに最後の住所徳島市福島町一丁目二十一番地　不在者　浮田　新吉

明治二十二年十二月十八日生

本籍並びに最後の住所右同所　不在者　浮田　武雄

大正四年七月二十八日生

右不在者等に対し利害関係人浮田ムメノの申立により当家庭裁判所は昭和二十四年一月三日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十五日

徳島家庭裁判所

◉本籍及び最後の住所高知市浦戸百三十一番地　不在者　大浜　明治

明治三十一年七月十日生

右の者に対し大阪市淀区市岡浜通五丁目五番地十七年九月二十七日死亡したものとみなして失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月一日

高知家庭裁判所

◉本籍並びに最後の住所愛媛県南宇和郡東外海村八番耕地千六十一番地　不在者　中川金太郎

明治三十六年四月十六日生

右の者に対し愛媛県南宇和郡東外海村八番耕地千六十一番地中川一美の申立により当裁判所は昭和二十一年六月三十日死亡したものと看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十九日

岐阜家庭裁判所高山支部

◉昭和二十六年(家)第一六九号

本籍並びに最後の住所福島県南会津郡福島村大字尾崎字高畑五百五十八番地　不在者　岩坂　信司

明治四十年二月六日生

右不在者に対して利害関係人岩坂ハルの申立により当裁判所は昭和十四年四月三十日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月四日

新潟家庭裁判所三條支部

◉本籍並びに最後の住所岐阜県大野郡久々野村大字阿多粕四十八番地の二　不在者　下会所武夫

明治四十三年九月二十五日生

同　〃　下会所好枝

昭和十一年六月十日生

右不在者両名に対し、利害関係人吉川みちの申立により当裁判所は昭和二十一年四月三十日死亡したものと看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十九日

岐阜家庭裁判所高山支部

◉昭和二十六年(家)第一〇二八号

本籍大分県直入郡下竹田村大字上田北八六三番地、最後の住所岡山県和気郡伊里村大字伊里中一六六番地　不在者　橋本　利光

明治三十三年七月一日生

右の者に対し岡山市花畑操町六九番地橋本住枝の申立により当裁判所は、昭和九年六月十日死亡したるものとみなし失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月三十日

岡山家庭裁判所

◉本籍佐賀県佐賀市松原町一五番地、最後の住所佐賀県佐賀市水ケ江町二五九番地　不在者　岡崎　文市

慶応三年十一月十三日生

右の者に対し利害関係人岡崎史の申立により当裁判所は昭和二十年八月三十日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十五日

佐賀家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第一六八号

本籍並びに最後の住所徳島市福島町一丁目二十一番地　不在者　浮田　新吉

明治二十二年十二月十八日生

本籍並びに最後の住所右同所　不在者　浮田　武雄

大正四年七月二十八日生

右不在者等に対し利害関係人浮田ムメノの申立により当家庭裁判所は昭和二十四年一月三日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十五日

徳島家庭裁判所

◉本籍及び最後の住所高知市浦戸百三十一番地　不在者　大浜　明治

明治三十一年七月十日生

右の者に対し大阪市淀区市岡浜通五丁目五番地十七年九月二十七日死亡したものとみなして失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月一日

高知家庭裁判所

◉本籍並びに最後の住所愛媛県南宇和郡東外海村八番耕地千六十一番地　不在者　中川金太郎

明治三十六年四月十六日生

右の者に対し愛媛県南宇和郡東外海村八番耕地千六十一番地中川一美の申立により当裁判所は昭和二十一年六月三十日死亡したものと看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十九日

岐阜家庭裁判所高山支部

◉昭和二十六年(家)第一六九号

本籍並びに最後の住所福島県南会津郡福島村大字尾崎字高畑五百五十八番地　不在者　岩坂　信司

明治四十年二月六日生

右不在者に対して利害関係人岩坂ハルの申立により当裁判所は昭和十四年四月三十日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月四日

新潟家庭裁判所三條支部

◉本籍並びに最後の住居地長野県西筑摩郡王滝村四八九〇番地　不在者　横野　かん

右不在者に対し父横野実の失踪宣告の申立により当家庭裁判所は右不在者が昭和十九年二月十一日以来生死不明と認め失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月四日

長野家庭裁判所木曽支部

◉昭和二十六年(家)第四九七号

本籍並びに最後の住所新潟県南蒲原郡福島村大字尾崎五百五十八番地　不在者　岩坂　信司

明治四十年二月六日生

右不在者に対して利害関係人岩坂ハルの申立により当裁判所は昭和十四年四月三十日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月四日

新潟家庭裁判所三條支部

◉本籍並びに最後の住所岐阜県大野郡久々野村大字阿多粕四十八番地の二　不在者　下会所武夫

明治四十三年九月二十五日生

同　〃　下会所好枝

昭和十一年六月十日生

右不在者両名に対し、利害関係人吉川みちの申立により当裁判所は昭和二十一年四月三十日死亡したものと看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十九日

岐阜家庭裁判所高山支部

◉昭和二十五年(家)第一〇二八号

本籍大分県直入郡下竹田村大字上田北八六三番地、最後の住所岡山県和気郡伊里村大字伊里中一六六番地　不在者　橋本　利光

明治三十三年七月一日生

右の者に対し岡山市花畑操町六九番地橋本住枝の申立により当裁判所は、昭和九年六月十日死亡したるものとみなし失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月三十日

岡山家庭裁判所

◉本籍佐賀県佐賀市松原町一五番地、最後の住所佐賀県佐賀市水ケ江町二五九番地　不在者　岡崎　文市

慶応三年十一月十三日生

右の者に対し利害関係人岡崎史の申立により当裁判所は昭和二十年八月三十日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十五日

佐賀家庭裁判所

◉本籍並びに最後の住所徳島市福島町一丁目二十一番地　不在者　浮田　新吉

明治二十二年十二月十八日生

本籍並びに最後の住所右同所　不在者　浮田　武雄

大正四年七月二十八日生

右不在者等に対し利害関係人浮田ムメノの申立により当家庭裁判所は昭和二十四年一月三日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十五日

徳島家庭裁判所

◉本籍並びに最後の住所徳島市沖洲町字北屋敷三十四番地の一　不在者　藤江丑之助

大正十四年七月二十八日生

右不在者に対し利害関係人藤江ハルの申立により当家庭裁判所は昭和二十四年一月三日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十五日

徳島家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第一六七号

本籍並びに最後の住所徳島市沖洲町字北屋敷三十四番地の一　不在者　藤江丑之助

大正十四年七月二十八日生

右不在者に対し利害関係人藤江ハルの申立により当家庭裁判所は昭和二十四年一月三日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十五日

徳島家庭裁判所

◉本籍並びに最後の住所静岡県沼津市我入道津島町二八八の一　不在者　大川　渭

明治四十一年二月十五日生

右の者に対し大川けいの申立により昭和二十六年十月三十日失踪を宣告した。

昭和二十六年十月三十日

静岡家庭裁判所沼津支部

◉本籍並びに最後の住所静岡県沼津郡北郷村一色二五〇番地　不在者　加藤重太郎

安政二年十月五日生

右の者に対し加藤重吉の申立により当裁判所は昭和二十六年十月三十日失踪を宣告した。

昭和二十六年十月三十日

静岡家庭裁判所沼津支部

◉昭和二十六年(家)第二九三号

本籍長野県上伊那郡川島村大字上島三百十九番地、最後の住所満州国牡丹江第八病院所属部隊在歩二七三部隊済藤隊土井隊陸軍二等兵　今次戦争による生死不明　根橋　忠重

明治四十二年六月十五日生

右の者に対し長野県上伊那郡川島村大字上島三百十九番地根橋たけ子から申立があつたので当裁判所は右の者が昭和二十三年十二月三十一日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月十一日

長野家庭裁判所伊那支部

◉昭和二十六年(家)第八二一号

本籍新潟県北蒲原郡五十公野村大字五十公野三千九百四十一番地、最後の住所キューバ国　不在者　島津　三郎

明治三十七年四月十三日生

右の者に対し新潟県北蒲原郡五十公野三千九百四十一番地島津ユキノの申立により当裁判所は昭和十九年八月二十五日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十二月十二日

新潟家庭裁判所新発田支部

◉昭和二十六年(家)第自一三四二号至一三四七号

本籍新潟県中頸城郡櫛池村大字北野四百八十六番地、最後の住所樺太敷香町西一條北五丁目　不在者　樋口　順

大正二年九月十二日生

本籍並びに最後の住所右同所同番地　不在者　樋口　登美

昭和八年十一月三十日生

昭和二十六年十二月十五日法務府公告欄三二頁一段福岡　法務局大牟田出張所の工場財団公告八行「横須賀工場」は「横須賀工場」の誤植

昭26.12.24.　第7489号

に糸できくちとある右の様な行旅死亡人を本年八月十七日取扱つたので公告する。
昭和二十六年十一月十四日
長野県北佐久郡軽井沢町長

本籍住所氏名不詳推定年齢三十五六才の男性、死亡の場所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢聖沢人相腐爛死体のため判然とせず着衣青色ジャンパー白のズボン元陸軍九首シャツ襟にフミシマタとある所持品聖書一冊腕時計一個
右のような身元不詳の自殺者を本年十月二十五日取扱つたので公告する。
昭和二十六年十一月十四日
長野県北佐久郡軽井沢町長

本籍住所氏名不詳推定三十才位の男性、死亡場所長野県北佐久郡軽井沢町大字峠町一の字山人相及着衣腐爛死体のため人相明でない軍隊用カーキ色外被チャック付き紺色ジャンパー霜降ゾボン赤の短靴所持品赤革鞄一個書籍二冊（世界文化史概観哲学要義）
右のような身元不詳の自殺者を本年十月一日取扱つたので公告する。
昭和二十六年十一月十四日
長野県北佐久郡軽井沢町長

会社その他の公告

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年九月十五日株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権ある向はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月十四日
大阪市南区鰻谷仲之町五九
株式会社資島商店
清算人　西家　敬治

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日株主総会の決議により解散致しましたから当社に債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大田区大森九丁目四千六百八十一番地
大阪精機工業株式会社東京工場

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目十一番地
会資会社堀口商店
清算人　堀口　やゑ

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地　丸互鋼造株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋久松町十番地　産報被服工業株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都目黒区上目黒五丁目二三三番地　日本メタル株式会社
清算人　佐藤　良明

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月二十日
大阪市福島区下福島三丁目三八番地大阪市中央卸売市場内
株式会社蕊田商店
代表清算人　蕊田　晃

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月二十四日
神戸市生田区西町十五ビル
株式会社三陽商会
清算人　島田　源吉

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月一日
広島市吉島町字龍川開六百七十一番地の七　広島糧配株式会社
清算人　永田　正一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都目黒区上目黒五丁目二三三番地　日本メタル株式会社
清算人　佐藤　良明

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大阪市福島区下福島三丁目三八番地大阪市中央卸売市場内
株式会社蕊田商店
代表清算人　蕊田　晃

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月二十四日
神戸市生田区西町十五ビル
株式会社三陽商会
清算人　島田　源吉

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大田区大森九丁目四千六百八十一番地
大阪精機工業株式会社東京工場

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目十一番地
会資会社堀口商店
清算人　堀口　やゑ

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地　丸互鋼造株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋久松町十番地　産報被服工業株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月一日
広島市吉島町字龍川開六百七十一番地の七　広島糧配株式会社
清算人　永田　正一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都目黒区上目黒五丁目二三三番地　日本メタル株式会社
清算人　佐藤　良明

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月二十日
大阪市福島区下福島三丁目三八番地大阪市中央卸売市場内
株式会社蕊田商店
代表清算人　蕊田　晃

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月二十四日
神戸市生田区西町十五ビル
株式会社三陽商会
清算人　島田　源吉

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大田区大森九丁目四千六百八十一番地
大阪精機工業株式会社東京工場

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目十一番地
会資会社堀口商店
清算人　堀口　やゑ

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地　丸互鋼造株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋久松町十番地　産報被服工業株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年九月十五日株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権ある向はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月十四日
大阪市南区鰻谷仲之町五九
株式会社資島商店
清算人　西家　敬治

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日株主総会の決議により解散致しましたから当社に債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

本籍並びに最後の住所右同所同番地　不在者　樋口　久子
本籍並びに最後の住所右同所同番地　昭和十一年五月十八日生
不在者　樋口　博一
本籍並びに最後の住所右同所同番地　昭和十三年二月十九日生
不在者　樋口　博一
本籍並びに最後の住所右同所同番地　昭和十五年六月十八日生
不在者　樋口　順一
本籍並びに最後の住所右同所同番地　昭和十七年十二月七日生
不在者　樋口　敦和
右の者等に対し新潟県中頸城郡櫛池村大字北野百二十二番地の子金井ミイの申立により当裁判所は昭和二十三年三月十一日不在者等が死亡したものと見做し失踪の宣告をした。
昭和二十六年十二月七日
新潟家庭裁判所高田支部

昭和二十五年（家）第四八八号
本籍和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼百三十二番地、最後の住所同所同番地　不在者　福住　政和
明治四十五年二月七日生
当裁判所は海南市名高日東紡績株式会社海南工場西寮内福住ことめの申立により右従軍中の生死不明者に対し昭和二十三年八月二十八日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年十二月六日
和歌山家庭裁判所

本籍和歌山県東牟婁郡西向町大字伊串二百三十九番地の一、最後の住所比島バギオ島（昭和十九年十一月不詳比島バギオ島歩兵部隊）
今次戦争による生死不明者元官等級若くは身分何れも不詳
山下英一郎
明治四十四年七月二十七日生
右の今次戦争による生死不明者に対し利害関係人妻、本籍並住所、和歌山県東牟婁郡西向町大字伊串二百三十九番地の一山下千代美の申立により当裁判所は昭和二十二年十二月一日死亡したものと見なし昭和二十六年十月十六日失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月五日
和歌山家庭裁判所田辺支部

昭和二十六年（家）第一七号
本籍並びに最後の住所三重県安濃郡片田村大字田中千九百番地　清水　彦助
明治八年四月三十日生
右の者に対し利害関係人右同所清水とくの申立により当裁判所は、昭和六年七月四日（時不詳）死亡したものと看做して失踪宣告した。
昭和二十六年十二月七日
津家庭裁判所

昭和二十六年（家）第五九九号
本籍及び最後の住所安佐郡落合村大字玖西百五十九番地の一　香川アヤ子
大正元年十月二十五日生
右の者に対し利害関係人増美の申立により当裁判所は昭和二十五年九月二十日死亡したものとみなして失踪宣告した。
昭和二十六年十二月六日
広島家庭裁判所

本籍福岡県山門郡大和村大字明野九十一番地、住所福岡県山門郡大和村大字塩塚中村千六百八十六番地　渡辺　美福
本籍福岡県山門郡大和村大字野九十一番地、最後の住所元朝鮮全羅北道　渡辺　シマ
大正五年三月十日生
本籍福岡県山門郡大和村大字明野九十一番地、最後の住所元朝鮮全羅北道　渡辺　勲
昭和二十年三月三十日生
右申立人より不在者に対し失踪宣告の申立を為したから当裁判所は昭和二十六年十月三十一日午前十時迄の公示催告期日迄に不在者生存の申出がないから不在者は昭和二十年十月八日より三年以上生死不明ならざるものと認め左の如く審判する。
不在者渡辺シマ同渡辺勲の失踪を宣告する。
昭和二十六年十一月二十六日
福岡家庭裁判所柳河支部

昭和二十六年（家）第一六一号
本籍並びに最後の住所長崎県佐世保市白岳町百九十七番地　池田鉄次郎
明治十七年八月二十五日生
右不在者に対し利害関係人森芳子より失踪宣告の申立があり当裁判所は不在者が昭和十三年十一月九日死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十六年十二月八日
長崎家庭裁判所佐世保支部

昭和二十六年（家）第三一三号
本籍宮崎県西諸県郡飯野町大字上江下四八番地、最後の住所鹿児島県肝属郡国立療養所星塚敬愛園　本坊計佐右衛門
明治二十三年三月二十二日生
右の者に対し利害関係人本坊チヨツの申立により当裁判所は昭和二十六年三月六日死亡と看做し失踪の宣告をした。
昭和二十六年十二月十日
宮崎家庭裁判所都城支部

昭和二十六年（家）第一九号
本籍及び最後の住所宮城県加美郡小野田町西小野田字水芋屋敷六十番地　天野　孝
大正十四年五月一日生
右の者に対し利害関係人天野三右衛門の申立により当裁判所は昭和二十三年八月十六日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十六年十二月五日
仙台家庭裁判所古川支部

○除権判決

昭和二十五年（ハ）第一四号
塩竈市字山寺百五十五番地　鈴木　武夫
申立人　三島　保
右代理人弁護士
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月二十六日
仙台簡易裁判所
裁判官　熊谷　精
（別紙）
目録
一株券の種類　塩竈港運送株式会社株式百株券二枚
株券額面　金五千円
一株の拂込額　金五千円
記号番号　三二五号、三二六号
発行日　昭和十九年六月二十日
発行者　塩竈港運送株式会社取締役社長鈴木伴実
最終株主　鈴木武夫
最終の株主　塩竈港運送株式会社株式五十株券一枚
株券額面　二千五百円
一株の拂込額　五十円
記号番号　九号
発行日　昭和十九年六月二十日
発行者　塩竈港運送株式会社取締役社長鈴木伴実
最終株主　鈴木武夫
別紙目録表示の貨物引替証に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十九日午前十時の期日迄に権利を届出て且つ右貨物引替証を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記貨物引替証の無効を宣言する。
昭和二十六年九月二十九日
函館簡易裁判所
裁判官　菊池　誠
（別紙）
目録
貨物引替証一通
発行店　磐田駅㊞昭和二十六年二月二日
番号　保証第一三〇二号
品名及び個数　まそ巻函入六合せ五箇
荷送人　磐田市見付町松田屋商店
荷受人　函館市杉並町一〇七山形屋商店
貨物発送駅名及び取扱店　磐田駅㊞
貨物到着駅名及び取扱店　函館駅㊞
貨物引替証発行店及び発行者　静岡県磐田市中泉五七八番地、日本通運株式会社磐田支店支店長高塚真一

○破産廃止の申立

長野県更級郡大岡村三千三百十七番地　破産者　小林　直利
右の者に対する当庁昭和二十六年（フ）第一号破産事件につき、破産者から破産法第三百四十七條に基いて、破産廃止の申立があつたからつぎのとおり公告する。
一、この申立書類は利害関係人の閲覧に供するため当裁判所に備えておく。
二、破産債務者はこの公告のあつた日から二週間内に、破産廃止の申立に対し異議の申立をすることができる。
昭和二十六年十二月十八日
長野地方裁判所

○債権者集会招集
渡辺松一郎に対する昭和二十五年（フ）第一号破産事件につき破産管財人より破産廃止の申立があつたので、これについて債権者集会の意見を聴くため当裁判所は昭和二十七年二月二十八日午前九時債権者集会を当裁判所に招集する。
昭和二十六年十二月十八日
仙台地方裁判所
裁判官　畠沢喜一

○債権者集会及び一般の債権調査会期日変更
破産者　野村守三郎
右の者に対する昭和二十六年（フ）第一号破産事件について昭和二十六年十二月十一日午前十時の第一回債権者集会及び一般の債権調査会公告期日を各昭和二十七年一月十七日午後一時と変更する。
昭和二十六年十二月十一日
大津地方裁判所彦根支部
裁判官　上村清雄

○和議開始

埼玉県川口市本町四丁目二百一番地　債務者　富沢　秀
右の者に対する昭和二十三年（コ）第一号和議事件に付昭和二十六年十二月十四日午前十時当裁判所の為した和議開始決定に付左の通り公告する。
富沢秀に対し和議手続を開始する。
二、和議管財人　浦和市常盤町四丁目二十五番地、弁護士公文貞行
三、債権届出期間　昭和二十七年一月十五日まで
四、債権者集会の期日　昭和二十七年一月三十一日午前十時
昭和二十六年十二月十四日
浦和地方裁判所

地方公共団体公告

○行旅死亡人
本籍住所氏名不詳推定年齢二十五才位男、死亡場所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉地籍浅間山旧噴火口人相着衣白骨死体のため人相判然とせず骨格逞しい方白の半袖シャツ黒色サージズボンと覚しきもの常用ズボン

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年九月十五日株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権ある向はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月十四日
大阪市南区鰻谷仲之町五九
株式会社資島商店
清算人　西家　敬治

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日株主総会の決議により解散致しましたから当社に債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大田区大森九丁目四千六百八十一番地
大阪精機工業株式会社東京工場

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目十一番地
会資会社堀口商店
清算人　堀口　やゑ

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地　丸互鋼造株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋久松町十番地　産報被服工業株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都目黒区上目黒五丁目二三三番地　日本メタル株式会社
清算人　佐藤　良明

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月二十日
大阪市福島区下福島三丁目三八番地大阪市中央卸売市場内
株式会社蕊田商店
代表清算人　蕊田　晃

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月二十四日
神戸市生田区西町十五ビル
株式会社三陽商会
清算人　島田　源吉

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大田区大森九丁目四千六百八十一番地
大阪精機工業株式会社東京工場

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目十一番地
会資会社堀口商店
清算人　堀口　やゑ

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地　丸互鋼造株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋久松町十番地　産報被服工業株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月一日
広島市吉島町字龍川開六百七十一番地の七　広島糧配株式会社
清算人　永田　正一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都目黒区上目黒五丁目二三三番地　日本メタル株式会社
清算人　佐藤　良明

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月二十日
大阪市福島区下福島三丁目三八番地大阪市中央卸売市場内
株式会社蕊田商店
代表清算人　蕊田　晃

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月二十四日
神戸市生田区西町十五ビル
株式会社三陽商会
清算人　島田　源吉

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大田区大森九丁目四千六百八十一番地
大阪精機工業株式会社東京工場

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目十一番地
会資会社堀口商店
清算人　堀口　やゑ

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地　丸互鋼造株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋久松町十番地　産報被服工業株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月一日
広島市吉島町字龍川開六百七十一番地の七　広島糧配株式会社
清算人　永田　正一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都目黒区上目黒五丁目二三三番地　日本メタル株式会社
清算人　佐藤　良明

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月二十日
大阪市福島区下福島三丁目三八番地大阪市中央卸売市場内
株式会社蕊田商店
代表清算人　蕊田　晃

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月二十四日
神戸市生田区西町十五ビル
株式会社三陽商会
清算人　島田　源吉

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大田区大森九丁目四千六百八十一番地
大阪精機工業株式会社東京工場

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目十一番地
会資会社堀口商店
清算人　堀口　やゑ

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地　丸互鋼造株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋久松町十番地　産報被服工業株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大田区大森九丁目四千六百八十一番地
大阪精機工業株式会社東京工場

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目十一番地
会資会社堀口商店
清算人　堀口　やゑ

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地　丸互鋼造株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋久松町十番地　産報被服工業株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出無い時は清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山市十二番丁七番地
和歌山果肥料株式会社
清算人　山本　英一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
大田区大森九丁目四千六百八十一番地
大阪精機工業株式会社東京工場

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目十一番地
会資会社堀口商店
清算人　堀口　やゑ

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目六番地　丸互鋼造株式会社
清算人　堀口三洋太郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十一日
東京都中央

第7489号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

第十七期貸借対照表

借方（資産の部）

現金預け金	四八一、二九五・七〇
受取手形	二三七、九二〇・〇〇
売掛金	一〇、二一九、三〇九・四七
商品勘定	三五、一四三、一一九・八〇
貯蔵品	四五五、五五三・八〇
土地建物	一四、四〇〇、三四四・〇六
什器諸設備	五、六五七、八八〇・五五
有価証券	一六、〇〇九、八三
出資金	三六二、六八〇・〇〇
仮拂金	六、一六五、二〇七・五六
未経過勘定	四八三、六三〇・〇〇
当期欠損金	三、四三九、〇六九・六九
計	七七、〇五二、〇二〇・四六

貸方（負債の部）

支拂手形	二五、七八四、〇三〇・〇二
手形借入金	二三、〇七六、三〇〇・〇〇
未拂金	四、九五一、五三七・〇六
役員賞與金	三三、〇〇〇・〇〇
諸引当金	一、四一五、〇五九・五二
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	四〇、〇〇〇・〇〇
社員退職積立金	二一、五〇〇・〇〇
納税引当金	一三五、〇〇〇・〇〇
配当引当積立金	一〇〇、三六八・八六
配当引当積立金	一二、五〇五、二二五・〇〇
計	七七、〇五二、〇二〇・四六

株式会社浜屋百貨店

新温泉噴出する
有馬温泉
国際観光旅館
兵衛
神戸市兵庫区有馬町
（神戸駅より神戸電鉄で六十分）
電話有馬三三番
三六番
新館 待月荘 落成

第六期清算事務公告

（昭和二十六年九月三十日現在）

貸借対照表

資産の部

土地	五三二、七八七・七五
有価証券	一六、二一一、二〇〇・〇〇
未収金	二、一一七、四〇六・二〇
受取手形	七二一、六〇〇・〇〇
貸付金	八六三、二五四・三四
銀行預金	一八〇、〇〇〇・〇〇
	四二、五〇〇・〇〇
	三一七、九四九・九五
現金	二、二一三、一〇六・九三
受取手形	一、七六〇、四一五・〇六
現金預け金	一、一七四、〇五三・四〇
特別損失増加仮勘定	七、〇一五、三八八・五八
前期繰越金	一三、六五七、三二四・三二
計	四二、六六四、二七六・〇四

負債の部

資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未拂金	五、三二七、八四五・五九
支拂手形	一六、二二九、三五一・四一
特別損失減少仮勘定	六、一〇七、〇七九・〇四
合計	四二、六六四、二七六・〇四

昭和二十六年十二月

東京都中央区日本橋室町二丁目一番地一

三井近海機船株式会社清算事務所

第五期決算公告

（昭和二十六年九月三十日現在）

貸借対照表

借方の部

流動資産勘定	四一、二七六、七五九・四五
投資及出資勘定	一二、五九六、八九一・七一
固定資産勘定	一九二、二六二、八四九・五九
前拂費用勘定	二、五六二、五三七・二九
其の他資産勘定	七七、七三九、二九五・五七
前期繰越損金	二〇、三二六、六三〇・四七
合計	三四六、七六四、九六四・〇八

貸方の部

資本金	一六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
流動負債勘定	一二〇、六二一、八三五・九〇
長期負債勘定	二〇九、五三四、〇五三・〇〇
負債引当勘定	四九六、四九九・〇〇
当期利益金	一一二、五七六・一八
合計	三四六、七六四、九六四・〇八

昭和二十六年十二月

東京都中央区日本橋室町二丁目一番地一

光汽船株式会社

第十七期決算公告

（昭和二十六年九月三十日現在）

貸借対照表

借方の部

土地建物	一、六二七、四〇六・二〇
什器	七一八、六二一・三四
船舶	二、四八六、三〇〇・〇〇
有価証券	七二一、六〇〇・〇〇
未収入金	八六三、二五四・三四
受取手形	一八〇、〇〇〇・〇〇
貸付金	四二、五〇〇・〇〇
銀行預金	三一七、九四九・九五
現金	一、三五一、二七二・〇三
受取手形	一、五一一、四四四・三八
売掛金	八〇、〇〇〇・〇〇
未収入金	八〇、〇〇〇・〇〇
商品	一五〇、〇〇〇・〇〇
出資金及保証金	四七三、〇〇〇・〇〇
前拂金及仮拂金	四〇〇、〇〇〇・〇〇
其の他の流動資産	一〇〇、〇〇〇・〇〇
設備	
造作	
機械	
装置	
車輛運搬具備品	
合計	

負債の部

支拂手形	五七八、七一六、一八六・三九
買掛金及未拂金	二一、二七八、四一〇・六四
前受金及仮受金	五、七九三、三〇一・二九
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	三三六、九〇〇・〇〇
諸積立金	四、〇六二、一七二・〇〇
前期繰越金	一、四四五、二三六・四八
当期利益金	一七、〇二九、二九四・八四
合計	六三一、六六一、五〇一・六四

株式会社長沢商店

現金
納税仮拂
差入保証金
未経過保険料
合計

貸方の部

資本金	四二、九三六・〇〇
法定積立金	一〇九、三五〇・〇〇
別途積立金	一五、〇〇〇・〇〇
税引当金	一三、一二七・〇〇
未拂金	七、一三八、〇四四・九三
預り金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	一二〇、〇〇〇・〇〇
再評価特別積立金	一二〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金	一〇八、〇六七・〇五
合計	七四、九八八・〇〇
利益金処分	七二、六五九・五〇
前期繰越金	一六〇、一七二・三五
	三、一三〇、八八六・〇〇
	一、三五一、二七二・〇三
	七、一三八、〇四四・九三
前期繰越金	一六〇、一七二・三五

新発売コピア複写器
特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写
丸星機化工業株式会社
本社 東京都港区西芝浦三ノ二
電話三田(45)2265616 3645～6
支社 大阪市西成区天下茶屋町二ノ五〇
電話天下茶屋(66)4185 4775
名古屋市中区南大津通り三ノ一二
電話中(24)1625 3920

当期利益金
合計

法定積立金
別途積立金
退職基金積立金
税引当金
株主配当金
役員賞與金

当期利益金	一、三五一、二七二・〇三
合計	一、五一一、四四四・三八
法定積立金	八〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	八〇、〇〇〇・〇〇
退職基金積立金	一五〇、〇〇〇・〇〇
税引当金	四七三、〇〇〇・〇〇
株主配当金	四〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	一〇〇、〇〇〇・〇〇

後期繰越金
合計

後期繰越金	三八、四四四・三八
合計	一、五一一、四四四・三八

昭和二十六年十一月十四日

東京都中央区月島西河岸通九の八

株式会社木下組回漕店

第三期決算公告

（昭和二十六年十月三十一日現在）

貸借対照表

借方の部

建物	二〇〇、七〇〇・〇〇
運搬具	一九五、〇〇〇・〇〇
営業権	一三五、四〇〇・〇〇
什器	三八、二〇〇・〇〇
材料	五四、〇〇〇・〇〇
仮拂金	七六七・五〇
貸付金	一〇、〇〇〇・〇〇
未収入金	六〇七、五一四・九〇
銀行預金	一九一、八七一・四九
現金	一五六・一九
合計	一、四三三、六一〇・〇八

貸方の部

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	一〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	一〇、〇〇〇・〇〇
税引当金	四七五・〇〇
前期繰越金	一九、五八九・九五
未拂金	一七五、一七七・五〇
預り金	七、一四二・〇〇
仮受金	一五〇・〇〇
当期利益金	二一一、〇七五・六三
合計	一、四三三、六一〇・〇八
利益金処分	
当期利益金	二一一、〇七五・六三
前期繰越金	一九、五八九・九五
合計	二三〇、六六五・五八
法定積立金	一一、〇〇〇・〇〇
別途積立金	一〇、〇〇〇・〇〇
退職基金積立金	三〇、〇〇〇・〇〇
納税引当金	七四、〇〇〇・〇〇
株主配当金	五〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	二五、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	三〇、六六五・五八
合計	二三〇、六六五・五八

昭和二十六年十一月三十日

千葉県千葉郡津田沼町谷津一三六〇

千葉国鉄事業用品荷役株式会社

第十期決算公告

（昭和二十六年六月三十日現在）

貸借対照表

資産の部

現金及預金	一三、八七五、六三七・五三
受取手形	六、一三六、二四六・二九
売掛金	三四五、六二一、一五〇・五七
未収入金	六、四九四、一〇二・九一
商品	一二、〇二七、〇〇一・一一
出資金及保証金	六、四三七、八九四・四〇
前拂金及仮拂金	一三五、九八二、一三二・一三
其の他の流動資産	二、三七四、〇二八・二二
設備	二、三二八、三七四・四八
造作	三九六、二七八・〇〇
機械	九八八、六五六・〇〇
装置	
車輛運搬具備品	
合計	六三一、六六一、五〇一・六四

負債の部

支拂手形	五七八、七一六、一八六・三九
買掛金及未拂金	二一、二七八、四一〇・六四
前受金及仮受金	五、七九三、三〇一・二九
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	三三六、九〇〇・〇〇
諸積立金	四、〇六二、一七二・〇〇
前期繰越金	一、四四五、二三六・四八
当期利益金	一七、〇二九、二九四・八四
合計	六三一、六六一、五〇一・六四

株式会社長沢商店

第六十五回決算公告

（昭和二十六年十月三十一日現在）

貸借対照表

借方

土地	四七一、三二〇・〇〇
建物	二三二、八二五・〇〇
営業権	二、〇六〇、五九三・三三
什器	五二七、三七四・四七
商品	九二〇、六九九・九三
売掛金	二〇、〇〇〇・〇〇
仕入先拂金	九〇六、一三二・九二
仮拂金	一九九、九四九・〇〇
未収入金	二、〇五四、五六九・四七
有価証券	一五、〇〇〇・〇〇
当座預金	一、〇九三、〇〇〇・〇〇
現金	一、三五五、六六五・一〇
	九九、四〇一・八八
	一一六、四一二・四一
	八、二五五・九七
	三、九八三・四〇
	二、二一八、八五〇・三六
	六、四〇八、四六四・一二
合計	六、四〇八、四六四・一二

貸方

株金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
納税積立金	一二、八九五・〇〇
退職手当基金	一、〇九三、〇〇〇・〇〇
繰越金	一、三五五、六六五・一〇
海外取引先	九九、四〇一・八八
未拂金	一一六、四一二・四一
特別損失未決算	八、二五五・九七
処分損益未決算	三、九八三・四〇
当期純益金	二、二一八、八五〇・三六
合計	六、四〇八、四六四・一二

昭和二十六年十二月十四日

東洋釦株式会社

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)五三一一～五九　振替東京一九〇〇〇番
印刷庁　官報課